

〔仲資王記〕建久五年六月十二日、裏書云、

阿波國忌部久家還補氏長者。下文依官人致貞申狀、今日成之了、件忌部者、大祀之時、職主荒妙御衣之氏云々、致貞、度々爲御使、存子細之由所申也、

〔職原抄下〕藤原氏長者

蒙攝政關白詔之人爲其仁、仍別不及宣下也、但宇治左大臣賴長公、非攝關、爲長者宣下之例、初於此乎、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

氏長者の始は氏上なれば、勅にて補せらるゝ事、いはむも更なるを、藤氏これを私物として、攝關なれば、宣旨に及ばず、氏長者なりと定しを、中古の人、故實にうごかりしゆゑに、皆去かならむと思へりしにや、略註此抄に賴長公、非攝關、爲長者宣下之例、初於此とか、せたまへるは、准

后親房源さばかりの博識なるを、それすら猶あやまり給へりけむとおもはれたり、愚管抄に、宇

をいへる件に、頰をつよく射抜れば、馬より落にけり、此日やがて藤氏長者は如元さいふ宣下ありて、法性寺殿にかへし附られれば、久安七年、入道大相國取藤

原長者印、并朱器大盤、渡左大臣、此間暗唾多端、あり入道大相國は忠實公なり、左大臣は賴長公なり、此時法性寺忠通公、賴長公になり給へるゆゑに、氏長者印も、公家に請て、宣下給りて、長者に

神祇權少祐正六位上大中臣朝臣

大祐正六位上大中臣朝臣作名

權少副正六位上大中臣朝臣

散位從五位下大中臣朝臣公忠

從五位下行神祇少副大中臣朝臣作名

祭主權大副從五位下大中臣朝臣輔親